

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部改正について

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成25年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第4条中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（応急的危険回避措置）

- 第11条 市長は、特定空家等又は管理不全な状態となっている空家外家屋について、人の生命、身体又は財産に対する重大な損害を及ぼす危険が切迫していると認められる場合であって、法第14条第1項に規定する必要な措置又は第3条第2項に規定する改善措置が講じられる時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その危険を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定による最小限度の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を、特定空家等を対象とする場合にあつては法第3条に規定する所有者等から、空家外家屋を対象とする場合にあつては所有者等から徴収することができる。

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

(提出理由)

特定空家等及び管理不全な状態となっている空家外家屋に対する応急的危険回避措置に関する事項を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。